令和5年度 東京大学入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所等			日 時:令和6年2月19日(月)13:00~14:30 開催方法:オンライン開催						
委員			委	員員	清水蟹澤竹内	宏剛啓博] (} (弁護士) 大学教授) 公認会計士·税理士)	
審議対象期間				令和5年1月1日から令和5年12月31日までに契約締結 した案件					
	抽出案件(合計)				4 件				(備考)
	エ	工事		3 件					今回の審議対象期間におい ては、再苦情の申立ては無し。
		一般競争入札		2 件					曲出案件の個別審議に当
		随意契約		1 件					たっては、委員長を含む全委員が全案件の審議を行った。
	設計・コンサルタント業務		1 件						
		公募型プ	ロポーザル方式			1 件			
		随意契約				0 件			
			意見·質問					回 答	
委員からの意見・質問およびそれに対す る回答等				別紙のとおり					別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の 内容				なし					

質問	回答							
1. 東京大学において発注した建設工事及び設計・コンサルタント業務について								
・特になし								
2. 再苦情申し立て状況報告について								
・特になし								
3. 談合情報等報告について								
・特になし								
4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出について								
・特になし								
5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出条件の審議について								
①(本郷)工学部10号館改修工事								
本件は再公告において公告期間が6日間と短かったが、規則等で短縮が認められているのか。またその場合は短縮は何日間まで認められているのか。	本学契約事務取扱規程により、通常は10日以上の公告期間を確保するものと規定されているが、今回の再公告の様に急を要する場合には5日間まで短縮が出来ると規程されている。							
契約相手方は当初公告の入札に参加した業者か。	契約相手方は当初公告の入札に参加した業者である。							
再公告の入札において不落随意契約が可能となった点については、当初公告時と比べて何か異なる状況があったと考えているか。	当初公告においては2回目の入札で全者辞退となった一方、再公告においては2回目の入札でも当該業者からの応札があり、応札額は予定価格と比較的近い値であった、という相違点があり、この点から再公告においては不落随意契約に繋がったと考えている。二度の公告における入札結果の違いについては、偶然性に帰する点が大きかったと考えている。							
②(医病)入院棟A15階改修電気設備工事								
専任要件の無い工事でも、技術者不足の影響による 参加者の減少傾向が認められるか。	専任要件のある工事は、特に業者の技術者不足の 傾向があると感じるが、専任要件の無い工事であっ ても相応の傾向があると感じる。							
入札参加条件から配置予定技術者の工事経験を除 くに当たっては、どのような要素を判断の対象として いるか。	参加が見込める業者数規模に加え、工事の内容、 技術者に求める資格等を踏まえて判断している。							
入札参加条件から配置予定技術者の工事経験を除くうえでのリスクはあるか。その場合はリスクに対して施工現場でどう対処しているか。	工事内容にもよるが、企業としての施工実績を求めることで、企業の実績が技術者個人の経験値を一定程度補えるものと考えている。また、施工現場で職員による管理を綿密に行うことで、リスク回避を行っている。							
③(本郷)薬学系総合研究棟空調設備改修工事(IV期)								
本件は低落札率であったが、それ以外の者の応札額も低かったのか。	4者中3者が、最低基準価格を下回る額であった。残 る1者は予定価格を超過していた。							
設備工事は積算が難しい面もあるが、入札結果を踏まえ、必要に応じ予定価格の積算方針の見直しも行うべきだろう。	了解した。							

④(本郷)工学部10号館改修(設備)設計業務(実施設計)							
ワーク・ライフ・バランスの得点については、今回は 各者得点が低かったが、高得点を取得する企業は 相当数存在するのか。	これまで行って来た評価においては、得点又は高得 点に繋がる資格を取得している企業は少ない状況で ある。						
参加表明書評価時に選定者と非選定者を区分する、順位や得点差等の具体基準は存在するのか。	固定された数値の基準は存在しない。順位及び上位 者との得点差の多寡を観点として判断し、決定して いる。						
本件は、他者との得点差の大きさから1者を非選定とした結果は適切だったと考える。選定・非選定の判断は総合的なもので難しいところではあるが、判断の目安や観点などについて、今後は参加者に分かり易く伝えられるよう、公示書類への記載を工夫すべきであろう。	了解した。適切な記載を行えるよう、次回の発注に 向けて検討する。						